政令

国の所有に係る日本郵政株式会社の株式の処分に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十三号

国の所有に係る日本郵政株式会社の株式の処分に関する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務大臣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十八条第五項の規定により政府に譲渡された日本郵政株式会社の株式の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されるまでの間における売払いについては、あらかじめ公示した価格により随意契約によることができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第二項第二号の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

文部科学大臣　下村　博文

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　宮沢　洋一

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　望月　義夫

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第二項第二号の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四三の項を次のように改める。

四三	削除

別表第一の五七の項の次に次の一項を加える。

五七の二	ジョージア

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、文部科学省、厚生労働省令第四号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学大臣　下村　博文

厚生労働大臣　塩崎　恭久

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）」に、「同法」を「旧児童福祉法」に改める。

附　則

この命令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

省令

○総務省令第五十三号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第四項及び第三条の二第一項の規定に基づき、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

総務大臣　山本　早苗

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表中「及び第十八条第二十二項第一号に規定する仮使用」を「若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号の規定による認定」に、「仮使用」という。）の承認」を「仮使用認定」という。）」に、「仮使用の承認」を「仮使用認定」に改める。

第三条第一項中「仮使用の承認」を「仮使用認定」に改める。

附　則

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○財務省令第五十六号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の七第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二の国又は地域名欄中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

別紙様式第三十三及び第三十四中「グルジア」を「ジョージア」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書については、当分の間、改正前の別紙様式第三十三及び第三十四による報告書を取り繕い使用することができる。

○厚生労働省令第百八号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の十一の二中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条」に改める。

附　則

この省令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。